

公認審判員規程

(趣旨)

第1条 本規程は、財団法人日本相撲連盟（以下「本連盟」という）公認審判員に関する事項について定める。

(公認審判員の種類等)

第2条 公認審判員は、本連盟が認定する公認審判員（以下「本連盟公認審判員」という。）及び本連盟の加盟団体が認定する公認審判員（以下「加盟団体公認審判員」という。）の二種類とする。

2 加盟団体公認審判員は、加盟団体の主催する競技会に限り、審判を行うことができる。

(審査及び認定)

第3条 本連盟公認審判員については、本規程に基づき、本連盟競技委員会が審査し、会長が認定する。

2 加盟団体公認審判員については、加盟団体が定めるところにより、加盟団体が審査し、加盟団体の長が認定する。

(申請方法)

第4条 本連盟公認審判員の申請をしようとする者（原則として、本連盟の会員の登録を受けている者に限る。）は、本連盟所定の申請用紙に必要事項を記入し、審査料を添えて、加盟団体に提出するものとする。

2 加盟団体の長は、推薦書を添え、本連盟所定の用紙により、該当者分を一括して本連盟に申請するものとする。

(申請資格)

第5条 本連盟公認審判員の申請資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上であること。
- (2) 本連盟の四段以上の段位を取得していること。
- (3) 本連盟の認定講習会を受講していること。
- (4) 加盟団体公認審判員として、3年以上の審判実務経験があること。

(審査料及び認定料)

第6条 審査料及び認定料は、次のとおりとする。

- (1) 審査料 2,000円
- (2) 認定料 8,000円（公認審判員証、公認審判員章及び公認審判員手帳の交付料を含む。）

(公認審判員証の更新)

第7条 本連盟公認審判員証は、2年ごとに更新するものとする。

2 前項に規定する更新を受けた者は、更新料として2,000円を本連盟に納付するものと

する。

(責務事項)

第8条 公認審判員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本連盟及び加盟団体の公式競技会において、競技役員として1年間に1回以上服務すること。

(2) 本連盟の認定講習会を2年間に1回以上受講すること。

(公認審判員手帳等)

第9条 本連盟公認審判員は、次の各号に該当する場合は、公認審判員手帳を携行し、上着の襟に公認審判員章を付けなければならない。

(1) 競技会の競技役員として服務する場合

(2) 講習会に受講者として参加する場合

2 前項の場合において、本連盟公認審判員は、公認審判員手帳に必要事項を記入の上、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる者の捺印を受けるものとする。

(1) 審判員として服務した場合 競技審判長

(2) 競技役員として服務した場合 競技委員長

(3) 講習会に参加した場合 当該講習会の講師

(資格の停止及び取消し)

第10条 会長は、本連盟公認審判員が次の各号に該当するときは、本連盟競技委員会及び理事会の議決を経て、その資格を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 公認審判員として不適格と認められるとき。

(2) 第7条第2項の更新料を納付しないとき。

(3) 第8条及び第9条の規定を遵守しないとき。

(4) 辞任を申し出たとき。

(認定講習会)

第11条 認定講習会は、毎年1回本連盟が開催する。ただし、加盟団体の要請があるときは、隨時開催することができる。

2 前項ただし書の要請は、加盟団体の長が本連盟に対してするものとする。

3 認定講習会の講師は、本連盟競技委員が当たる。

附 則

この規程は、昭和59年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年6月14日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において現に財団法人日本相撲連盟（以下「本連盟」という。）公認審判員であつて三段の段位を有しているものについては、改正後の公認審判員規程（以下「新規程」という。）第5条第2号の規定にかかわらず、当該公認審判員の資格に影響を及ぼさない。ただし、その者は、平成23年3月31日までの間に、四段の段位を取得するよう努めるものとする。

3 施行日において現に三段の段位を有する者で本連盟公認審判員の資格を取得しようとするものは、新規程第5条第2号の規定にかかわらず、その申請をすることができる。この場合においては、同条各号（第2号を除く。）に掲げる条件を満たしているときは、新規程第3条第1項の認定をすることができる。ただし、その者は、平成23年3月31日までの間に、四段の段位を取得しなければならない。

4 施行日において現に二段の段位を有する者で平成22年3月31日までの間に三段の段位の認定を受けたものは、当該認定後に、新規程第5条第2号の規定にかかわらず、本連盟公認審判員の申請をすることができる。この場合においては、同条各号（第2号を除く。）に掲げる条件を満たしているときは、新規程第3条第1項の認定をすることができる。ただし、その者は、平成23年3月31日までの間に、四段の段位を取得しなければならない。